

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

にいま議題となっております議案第四十二号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十二号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) これより十一時まで休憩いたします。

午前 十時 五十分 休憩

午前 十一時 二分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七 議案第四十三号 福生市消防団条例の一部を改正する条例と議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名でございますので、議案第四十三号について審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の報告書の朗読は省略させていただきます。

(審査報告書) 別添参照

質疑応答の一部を御紹介いたします。

団員報酬を一挙に五千円上げるのはなぜか。

今回、全体の階級順位を平均化させることを考え、新市中、六位にある団員を四位まで上げていくことからアップ率が高くなっている。

団員を六位から四位にするためというのなら、副団長は四位のままでなく二位にもつていかなければならないと思う。そうでなければ全部を四位とするの

が筋の通った改正だと思います。

順位の均等化については、御指摘はもっともと思います。四位を二位に上げるとなると、大幅なアップ額になることから、若干の調整をしてこのようにした、等々でありました。

その後、助役より、本条例については、毎年同じような他市との比較の中で改正している。その中でも福生の場合、消防団という活動そのものの特殊的な内容、団員の確保等で、消防団としても苦勞している実情を聞いている。今後はそのような面も兼ね合せて改正の場合は参考としていきたいと思う。御理解をいたした上で、との発言があり、再度、委員より、助役の説明中、二つ抜けていると思う。それは、今後、消防団の特殊性も考慮に入れるが、他の非常勤の特別職の報酬改定も十分考慮して、団員報酬の改定を行うというと思うが、その点、十分考慮されたいと思う、との発言がなされた後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案を可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告となり御可決賜いますよう

お願いいたします。報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上で本委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十三号については、委員会報告となり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第四十三号は、委員会審査報告のとなり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第八 議案第四十四号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については、総務及び厚生委員会に審査を付託してあります。

ので、各委員長から報告を願います。まず総務委員長 石川慶一郎君。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名を賜りましたので、議案第四四号 一般会計補正予算第一号、当委員会所管分について、審査の概要を御報告させていただきます。

なお、お手元にはございませんが審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

冒頭、担当課長より、本補正予算は先ほど審議いただいた報酬条例等に関連する改正分に伴う人件費の追加補正であり、それに対する措置は、予備費を流用するものであるとの説明がございました。

これに対しまして、先ほど条例審査中述べましたようなこともあり、この裏づけ予算であるので、この件については反対と。

また、本予算は、条例の裏づけ予算ですので、本予算中の総務委員会所管分については賛成との発言がございました。

起立採決をいたしましたところ、賛成者多数により、原案とおり可

決すべきものと決定をいたしました次第でございます。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告書どおり御決定をくださいますようお願いを申し上げます。報告といたします。以上でございます。

○議長(末次性男君) 次に、厚生委員長 指田保雄君。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名がございましたので、ただいま議題となり

ました議案第四四号について、当委員会付託分について補足して御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者側の説明を受けた後、各委員より、行政事務連絡員は、一人の受け持ちが三百世帯、四百世帯で同一報酬を出すならいが、六十世帯の所も、七百世帯の所も同額を支給するのはおかしいという声もある。それなら名前を変えて、町会単位に補助金的なもので出さしてはと、思いますが、一律で支給をしなければならぬ理由は何か。この行政事務連絡員の報

酬については、そのあり方について大分審議されたが、なぜここで値上げをしな
ければならぬのか、その根拠を伺いたい。

二、三週間ほど前に耳に入ってきたのだが、新町会設立の動きがあるが、
担当としての考えはどうか、等々の質疑が出されました。

これに対し、理事者側より、町会から発展した経緯等があり、現在
のようになっている。この点については行政事務連絡と連絡員との絡み
をどのようにしたらいいか考えている。連絡員をなくすとか、報酬に差を
設けるとなると、十分検討が必要となるので時間をいじきたい。現在、
自主的に検討を加えているが結論に達していない、ここで上げたことについて
は、市の行政面の協力を願う、行政が円滑にできるよう、非常勤特別職の
報酬改定に伴い値上げさせていただくものである。

町会組織を発足させることは、一昨年、町会長協議会でも取り組んで
きたケースがある。町会が組織されるといふ所が出た場合には、それ以外の
説明をし、防犯上、また災害等の関係で、警察署、あるいは消防署
にも指導を願うながら組織づくりに協力していく。等々の答弁がなされまし

たが、各委員よりさらに、それでは次あたりまでに検討されたい。結論が出てい
ないままに、他の非常勤のアップに伴い上げると言うが、その必要はなかったと
思う。金額の問題ではなく、何ら根拠がないままに上げるといふ安易なことでは
賛成できない。

さらに、行政事務連絡員については、これは当市のみという特殊なもの
ですが、それは戦後、米軍の命令に従い、当時の町内会長が廃止され、物資
の配給、衛生面等からの連絡機関がなくなてしま、やむを得ず行政事務
とかの名前でつくられたものだが、そのまま現在にきているものである。理事者と
して、これをどうこうするといふことはむづかしいと思うが、この点について検討す
ることなので、何とか本問題を解決するよう意見を申し上げておく等の
発言の後、お諮りいたしましたところ、起立多数で原案を一可決すべきもの
と決定いたしました次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決賜いますようお願い
いたします。報告いたします。

議長（末次性男君）

以上で各委員長長の審査報告は終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番 松山清君。

(十二番 松山清君登壇)

○十二番(松山清君) 議案第四四号 昭和五十七年度福生市一般会計補

正予算について反対討論をいたします。

本補正予算は、すべて先ほど採決された議案三十七、三十八、三十九、四十、また並びに四十三号の財源措置をするための補正予算であります。三十七号関係で一千四百一十、三十八号で八十三、三十九号で百六十八、四十号関係で四百五、そして四十三号で六十七、合計一千三百六十七、四十三号関係の六十七を除く一千二百九十九、先ほど私も

議案三十七、三十八、三十九、四十号の採決に当たりまして反対討論で述べた理由によりまして、当然、反対をするものであります。

特に今回の補正一号につきましては、このような報酬等の引き上げ、これにかかわる補正予算だけあります。当然、市民要求というのは複雑多岐にわたる、次々に出されて来ているわけですから、この六月議会と言えども、当然、措置すべき内容もあつてあります。しかし残念ながら、そういう市民の要求にかかわるものは、全く補正予算として計上されていなく、このようないふことも、今後改めることを強く申し述べまして、簡単でありますけれども、反対討論とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 次に賛成者 六番 村尾栄治君。

(六番 村尾栄治君登壇)

○六番(村尾栄治君) 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算第一号について、賛成討論をいたします。

本予算は、先ほど審議された議案三十七、三十八、三十九、四十、四十三号の可決によりまして生じました補正予算であります。

議員及び市長等の報酬及び給与等は、現状にてとめるべきとの意見でございますけれども、報酬給与等については、報酬審議会の答申に基づくものであり、その他の引き上げについても公正な補正であると考えられます。一般職員の給与も、都の人事委勧告等を基礎として年々引き上げられておる現状でございます。総体的見地から、全体的のバランスある給与等の上昇は、経済的原則から今後とも必要であると考えられるわけでございます。

今後とも、市当局においても、一般市民に対して納得のいくすべてを含めての節度ある改正が行われんことを切望し、本議案に対し賛意を表明し賛成討論いたします。(拍手)

○議長(末次性男君) 次に、反対者十番 遠藤洋一君。

(十番 遠藤洋一君登壇)

○十番(遠藤洋一君) 議案第四四号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算第一号についての反対討論を行います。

議案三七号から四十四号までの内容のものにつきましては、前回の反対

討論の中でも申しましたとおり、給与、あるいは報酬の改定、いわゆる値上げについての根拠、あるいは内容についての不明確なところがある。市民全体はその説明では納得するまいというところもあります。もちろん私も、前回の反対討論のごとき、あの審査委員会や、あるいは市長議案の内容では、とても承服することができません。

第四十三号の消防団条例におきましては、団員の五千円値上げというところが高いのか安いのかという、たゞいま厚生委員長からの報告もありましたけれども、私の考えでは、消防団の方々の報酬の問題につきましては、やはり高い安いの問題以前に、仕事していただいている内容からいっても、適切であろうかどうかというところでは、かなりの疑念を持っております。

さらに、一番問題のことは、今回の補正予算第一号に見られるとおり、三月、審議会の答申があり、六月一日をもつての報酬改定というところで、けれども、私の考えからすれば、給与の改定、その他の問題については、前年度内での審議会、あるいはその答申の説明もたらされ、補正予算ではなく、当初予算において、これらのことがなされるべきであろうというふうに考えております。

す。補正予算での考え方が、地方自治体や、あるいは考え方として正しいか、正しくないかは別にいたしました。でも、できるものならば当初予算にいたしまして、この手の論議をしながら、特別委員会を考えて、さらに結論を出すという方法がいけないかというふうに思っております。

以上が三十七号から四十号、四十三号関係の一般会計補正予算につきまして、とうてい一市民としても一議員としても納得することができないという理由をもって反対いたします。

○議長（末次性男君） 以上で討論を終わります。

これより本案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第四十四号は、各委員会報告とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立多数であります。よって議案第四十四号は、各委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第九 議案第四十五号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君登壇）

○建設委員長（高水惣八君） 御指名をいただきましたので、議案第四十五号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案に対する審査の概要につきまして御報告いたします。

本案の認定路線は、福生かに坂公園取付道路で、幅員四メートル、延長百二十七メートルの規模であり、起点は市道第二八五号線に接した福生市福生一、一七番地先、終点は公園入口の同所一、一五―二番地の路線

を、新に市道二五二号線として認定しようとするもので、当委員会としては、現地をつぶさに視察し、審査を行いました。

委員より、公園に駐車場を設置する考えはあるかとの質疑があり、これに対して、今後検討してまいりたいとの答弁があり、また委員より、今回の認定路線に通する玉川上水沿いの道路は舗装しないのかとの質疑があり、これに対して、周辺の住民からの声もあるので自然道として残しておきたいとの答弁がありました。

その後、本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のとおりに御決定くださるようお願い申し上げます、審査の報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

にいま議題となっております議案第四十五号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。

よって議案第四十五号は委員会審査報告のとおりに可決いたしました。

○議長（末次性男君）

日程第十 請願第三号 宅地開発等に伴う公園緑地施設用地費負担及び教育施設費負担の軽減に関する請願書目を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君登壇）

○建設委員長（高水惣八君） 御指名をいただきましたので、請願第三号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

(請願審査報告書) 別添参照

本案に対する審査の概要について御報告させていただきます。

本請願書は、本年三月の第一回定例会最終日に当委員会に付託され、その後、五月七日と六月十五日の委員会において審査を行なうてあります。

まず、五月七日の委員会においては、本請願を審査する上で参考となるべき各市町村の教育施設費負担、公園緑地の取り扱ひの比較資料等が提出され、説明があり、公園緑地の取り扱ひについては、各市、設置基準がまちまちであり、福生市の教育施設費負担金は、相対的に高い方にあるが、その中でも集合戸数がふるに從ひ、負担金が高くなる傾向にあることが明確になりましたので、その点を踏まえて質疑に入つたわけです。

委員より、昭和四十八年の宅地開発指導要綱制定時と現在の社会情勢の変化をどのように見てゐるかとの発言があり、それに対して、制定以後オイルショック等があり、現状ではその当時より建設のペースは下がつてゐる

と思います。当市はまだ開発される余地もあり真剣に取り組んでゐるという答弁があり、また、紹介議員より、指導要綱制定当時と比べ、人にもふえていない、再度指導要綱を見直す必要があるというところでその請願が出された。また、西口再開発についても、この要綱制度により相当なお金がかかるため、実行に二の足を踏むようなことは困るので、この際、再検討の必要があるのではないかと意見があり、これに対して、要綱制度当時のいふこともあるが、住民から出された請願の趣旨を踏まえ検討しなければならぬ、と思うとの答弁があり、さらに、委員より、他市の請願等の状況も調べ、理事者側でもよく検討されるよう継続された、との意見があり、全員一致で継続と決定した、ような次第でございます。

そして六月十四日の委員会におきましては、冒頭、前委員会であつていました他市の状況調査について資料が提出され、事務局より、他市での請願が出てゐる所はない。理事者サイドにおいて現在二十六市中九市が見直しを検討中であるとの説明がありまして、後、委員より、当市では指導要綱を再検討する必要はないのかとの発言があり、これに対して、要綱を

検討する考えはあるが、細部にわたってはこれから協議してまいらねとの答弁があり、紹介議員より、この請願が採択されたからと言って、地元の下請業者を採用しなくてはならないという拘束力があるわけではない。できるところに地元業者を使ってほしい、という願望から紹介議員となった、との発言があり、また委員より、近隣との均衡を図り要綱について検討してほしい。時期的にも住民の声にこたえるため採択すべきであるという意見、あるいは、請願の趣旨には反対するものではないが、文面中の「資材の地元購入及び地元建設業者の下請採用について考慮してほしい」という部分に問題があると考えるので、継続して審議されたい、という意見もありました。

まず継続についてお諮りしましたところ、賛成少数で否決され、最終的には起立により採決いたしましたところ、賛成多数で採択すると決定いたしました。以上で次第でございます。

○議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○二十二番（貫井喜代次君） 委員長報告について、会議規則の第四十一条の規定に基づきまして質問をさせていただきます。

なお、当然のことでございますけれども、質問による回答が終わった時点で委員長報告を了とするか、あるいは請願内容の審議が満たされていなければ、もうすけれども、したがって採択決定の方向であるとするならば、これは当然第四十二条の定めるところによりまして、討論の上、決定するものであるかと存じますので、まずもって、質問内容に入る前に、冒頭お願いを申し上げておきます。

それでは、請願書による、ただいま御審議いただきました内容を踏まえて質問をいたしますけれども、この請願書を読んでみればおわかりになるように、請願書は何を望んで何をしてもらいたい、ということがあるのか、それによって、こういうことである、ということが書かれてあるわけです。

まず第一点、人口、年間三百数十人の微増で、自然増を相殺すると、人口の流失を来しているとのことに対し、どのような年度別の人口の推移、ある